(別衣)				
新		IFI		
5 目標を達成するために行う事業		5 目標を達成するために行う事業		
5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業		5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業		
(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業		(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業		
[事業主体]		[事業主体]		
いずれも岩倉市		いずれも岩倉市		
[施設の種類]		[施設の種類]		
公共下水道及び浄化槽(個人設置型)		公共下水道及び浄化槽(個人設置型)		
[事業区域]		[事業区域]		
※詳細は別添整備区域図による。		※詳細は別添整備区域図による。		
公共下水道	岩倉市大地新町・中央町・栄町・旭町・	公共下水道	岩倉市大地新町・中央町・栄町・旭町・	
	下本町・本町・宮前町・西市町・大地町・		下本町・本町・宮前町・西市町・大地町・	
	鈴井町地区		鈴井町地区	
浄化槽 (個人設置型)	岩倉市の公共下水道整備計画区域外地区	浄化槽(個人設置型)	岩倉市の公共下水道整備計画区域外地区	
[事業期間]		[事業期間]		
公共下水道	平成17年度~21年度	公共下水道	平成17年度~21年度	
浄化槽 (個人設置型)	平成17年度~21年度	浄化槽 (個人設置型)	平成17年度~21年度	
[整備量]		[整備量]		
公共下水道	<u>φ 200~ φ 1000 14,500m</u>	公共下水道	<u>φ 200~ φ 1000 12,000 m</u>	
	(うち単独事業分 $\phi 200$ 1,400m)	_	(うち単独事業分 φ200 1,200m)	
浄化槽(個人設置型	浄化槽(個人設置型) 7人槽 16基		7人槽 16基	

新 なお、各施設による新規の処理の処理人口は下記の通り。		旧なお、各施設による新規の処理の処理人口は下記の通り。	
浄化槽 (個人設置型)	40 人	浄化槽 (個人設置型)	40 人
[事業費]		[事業費]	
公共下水道	2,010,600 千円	公共下水道	2,010,600 千円
(うち、単独	790,600 千円)	(うち、単独	790,600 千円)
(うち 国費	610,000 千円)	(うち 国費	610,000 千円)
浄化槽 (個人設置型)	6,576 千円	浄化槽 (個人設置型)	6,576 千円
(うち、単独	0 千円)	(うち、単独	0 千円)
(うち 国費	2,192 千円)	(うち 国費	2,192 千円)
合計	2,017,176 千円	合計	2,017,176 千円
(うち、単独	790,600 千円)	(うち、単独	790,600 千円)
(ミチー戸曲	612,192 千円)	(うち 国費	612,192 千円)